

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

課長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

第5条第1号から第4号までの規定中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同条第6号中「証明」を「担当事務に係る証明」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「軽易な」を「担当事務に係る軽易な」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。
- (6) 担当事務に係る京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。
- (7) 担当事務に係る京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの及び個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

第5条に次の1号を加える。

- (10) 前各号に掲げる事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。

第5条を第7条とする。

第4条本文中「庶務担当課長」を「事務局の庶務を担当する課長」に改め、同条ただし書を削り、同条を第6条とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

次長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

第3条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等及び個人

情報の取扱いの是正に関すること。

第3条を第5条とする。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

事務局長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

第2条第1項中第27号を削り、第26号を第27号とし、第11号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「次号において」を「以下」に改め、「決定等」及び「是正」の右に「のうち重要なもの」を加え、同号を同項第11号とし、同項第9号ただし書中「議事録等」の右に「に係るもの」を加え、同号を同項第10号とし、同項第8号本文中「決定等」の右に「のうち、議案及び議事録等に係るものその他重要なもの」を加え、同号ただし書中「議事録等」の右に「に係るもの」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第7条による承認に関すること。

第2条第1項に次の1号を加える。

(28) 前各号に掲げる事項のほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とする。

第1条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

委員長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

第1条第1項第3号ただし書を削り、同項第6号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「前項」を「前項各号(第3号を除く。)」に改め、「(第3号を除く。)」を削り、同条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

(目的)

第1条 この規則は、委員長並びに京都市人事委員会事務局の組織に関する規則第1条に規定する事務局長、次長、課長及び担当課長(以下「委員長等」という。)が行う専決処理及び代決に関し必要な事項を定めることにより、組織的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。

(専決処理及び責任)

第2条 委員長等は、この規則の定めるところにより、主管事務について専決処理し、その責任を負うものとする。ただし、特に重要又は異例と認めるものその他別に定めがあ

るものについては、この限りでない。

本則に次の3条を加える。

(担当課長の専決事項)

第8条 担当課長の専決事項は、前条各号(第6号、第7号及び第10号を除く。)に掲げる事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関することとする。

(報告)

第9条 事務局長は、専決処理した第4条第1項各号に掲げる事項で、必要があると認め
るものについては、人事委員会に報告しなければならない。

2 次長、課長及び担当課長は、この規則の定めるところにより専決処理した事項で、必
要があると認めるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(事故がある場合の代決)

第10条 第2条及び前条の規定(委員長の専決事項にあつては、第2条の規定)は、委
員長等に事故がある場合において、その職務を代理する者が当該委員長等の専決事項を
代決するときについて準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)